

遠隔操作型小型車使用届出書 記載例

別記様式第一の三の四（第五条の四関係）

遠隔操作型小型車使用届出書（新規・変更）	
令和〇年〇月〇日	
大阪府公安委員会 殿	
届出者 警察 太郎	
道路交通法第15条の3第1項の規定により次のとおり届出をします。	
使用者	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 株式会社 警察庁 (代表者 警察太郎) 電話 (03) 3581-0141番
通行場所	東京都千代田区霞が関1丁目1番から1丁目3番までの間
遠隔操作を行う場所	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 合同庁舎2号館5063号室 電話 (03) 3581-0141番
遠隔操作のための体制	別紙のとおり
運送される人又は物の別	大 物
人又は物の運送の方法	別紙のとおり
非常停止装置の位置及び形状	別紙のとおり
遠隔操作型小型車の大きさ	長さ110センチメートル、幅65センチメートル、高さ115センチメートル (センサー部分を含む高さ125センチメートル)
原動機の種類	定格出力が0.3キロワットの電動機
構造上出すことができる最高の速度	時速6キロメートル

- 備考 1 使用者の欄には、遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名を記載すること。
- 2 通行場所の欄には、遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を記載すること。
- 3 遠隔操作を行う場所の欄には、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先を記載すること。
- 4 遠隔操作のための体制の欄には、遠隔操作のための装置、人員その他の体制について必要な事項を記載すること。
- 5 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 届出をした事項を変更するときは、変更があった事項に関してのみ記載すること。
- 7 不要の文字は、横線で消すこと。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。